

野辺地町犯罪被害転居費助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野辺地町犯罪被害者等支援条例（令和7年野辺地町条例第21号）第10条の規定に基づき、犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者及び遺族の経済的負担の軽減を図るため、野辺地町犯罪被害転居費助成金（以下「助成金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条若しくは第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為又は性犯罪を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第176条から第181条まで又は第241条に規定する犯罪をいう。
- (3) 犯罪被害 日本国又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察署に被害届が提出されているものに限る。
- (4) 重傷病 療養に1月以上の期間を要する身体上の負傷又は疾病をいう。
- (5) 転居 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条の規定に基づく転居をいう。
- (6) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していた者をいう。

(7) 配偶者 犯罪被害者と婚姻関係にある者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実上の婚姻関係にある者」という。）を含む。）をいう。

(8) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した場合の配偶者又は犯罪被害者の2親等以内の親族であって、犯罪被害時に町内に住所又は居所を有し当該犯罪被害者と同居していた者をいう。

（助成金の支給）

第3条 町は、犯罪被害者又は遺族が、次の各号に掲げるいずれかの場合により、転居を余儀なくされたときに助成金を支給するものとする。

- (1) 犯罪行為又は性犯罪により犯罪被害時の住居が損壊し、又は汚損した場合
- (2) 近隣住民による嫌がらせ等の二次被害又はそのおそれがある場合
- (3) 再被害又はそのおそれがある場合
- (4) その他犯罪被害時の住居における生活に支障があると町長が認める場合

2 助成金の支給は、一の犯罪被害の事案につき1回とする。

（対象経費）

第4条 助成金の支給の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 引越しに係る運送費
- (2) 新たな住居への入居に係る敷金、礼金、仲介手数料、保証料等
- (3) その他町長が必要と認める経費

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、対象経費の実支出額の合計額又は20万円のいずれか少ない額とする。

(支給の申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野辺地町犯罪被害転居費助成金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ当該各号に定める書類を添付し、町長に申請しなければならない。

（1） 犯罪被害者 次に掲げる書類

ア 犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類
イ 犯罪被害者の負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の証明書

（2） 遺族 次に掲げる書類

ア 犯罪被害時に町内に住所又は居所を有し当該犯罪被害者と同居していたことが証明できる書類
イ 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書（申請者が事実上の婚姻関係にある者である場合は、それを証明する書類）

- 2 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 3 町長は、第1項各号に掲げる書類により証明を受けるべき事実を町が保有する公簿等によって確認することができる場合において、その閲覧についての申請者の同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 4 助成金の支給を申請すべき者が未成年である場合又はやむを得ない理由により当該助成金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わって代理人が申請手続をすることができる。

5 助成金の支給の申請は、転居をする前に行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

6 助成金の支給の申請は、当該犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。
(支給の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の支給の可否を決定し、野辺地町犯罪被害転居費助成金支給審査結果通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(支給の制限)

第8条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合に助成金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害につき、他の地方公共団体から当該助成金と同種の支給を受けている場合

(2) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあっては、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合については、この限りでない。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪行為を教唆し、幫助し、若しくは過度の暴行、脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為を行い、又は当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪行為につき責めに帰すべき行為を行った場合

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪行為を容認していたこと又は犯罪被害者若しくは遺族と加害者との間の親族関係その他の事情から判断して、助成金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合

(助成金の請求)

第9条 第7条の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）の通知を受けた者は、野辺地町犯罪被害転居費助成金請求書（様式第3号）及び領収書その他対象経費の支払いを証明することができる書類の写しを添付し、町長に提出して助成金の請求を行うものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 町長は、第7条の規定により助成金の支給決定を受けた者が、偽りその他不正な申請であること又は第8条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該決定を取り消すことができる。この場合、既に支給された助成金については返還を求めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月17日から施行する。

野辺地町犯罪被害転居費助成金支給申請書

年 月 日

野辺地町長 宛

(申請者) 住 所
 氏 名
 被害者との続柄
 電話番号

以下により、転居費助成金の支給を申請します。

被 害 者	(フリガナ)		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
被害時の住所	野辺地町		
被害発生日	年 月 日		
被害届等受理日等	年 月 日	() 警察署 受理番号 ()	
被害者に係る重傷病見舞金支給申請の有無		有 • 無	
転居が必要な理由	<input type="checkbox"/> 住居が損壊し、又は汚損したため <input type="checkbox"/> 二次被害又はそのおそれがあるため <input type="checkbox"/> 再被害又はそのおそれがあるため <input type="checkbox"/> その他 ()		
現住居	住所 野辺地町 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
転居後(予定)	野辺地町 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他 () 契約名義人 ()		
被害者と申請者の転居前の同居の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
対象経費	<input type="checkbox"/> 運送費用 <input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 礼金 <input type="checkbox"/> 仲介手数料 <input type="checkbox"/> 保証料 <input type="checkbox"/> その他 ()		

【裏面へ続く】

助成金支給事務において必要な事項について、町の保有する公簿、他の支援の申請で提出した書類等により内容を確認すること及び関係機関へ照会することに同意します。

氏名

備考

- 1 氏名（※）が申請者本人の自署によらない場合は、記名押印してください。
- 2 代理申請の場合は、代理人と申請者との続柄を証明することができる書類を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

野辺地町長

野辺地町犯罪被害転居費助成金支給審査結果通知書

年 月 日付で申請がありました転居費助成金につきましては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- | | | |
|----------------------------------|-----|---|
| 1 転居費助成金の支給を決定します。 | 支給額 | 円 |
| 2 次の理由により転居費助成金を支給できません。
(理由) | | |

様式第3号（第9条関係）

野辺地町犯罪被害転居費助成金請求書

年 月 日

野辺地町長 宛

(申請者) 住 所
氏 名 (※)

以下により、転居費助成金を請求します。

転居費助成金支給審査結果通知書の 番号		第 号
支給決定日		年 月 日
対象経費		<input type="checkbox"/> 運送費用 <input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 礼金 <input type="checkbox"/> 仲介手数料 <input type="checkbox"/> 保証料 <input type="checkbox"/> その他 ()
請求金額		円
助成金振込先	金融機関・支店名	
	口座種別・口座番号	普通 ・ 当座 口座番号
	口座名義人	(フリガナ)

備考

- 1 氏名(※)が申請者本人の自署によらない場合は、記名押印してください。
- 2 この請求書を提出するときは、領収書その他対象経費の支払いを証明することができる書類を添付してください。